

新潟県柏崎市物品入札参加資格審査 承継申請要領

令和5(2023)年1月
柏崎市財務部契約検査課

新潟県柏崎市物品入札参加資格審査規程（平成8年9月18日告示第93号）第8条の規定により承継申請をする方は、この要領により申請書及び添付書類を提出してください。

1 用語の定義

この要領において記載する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 合併 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）の規定に基づく合併
- (2) 会社分割 会社法の規定に基づく会社分割
- (3) 事業譲渡 会社法の規定に基づく事業譲渡
- (4) 法人成り 個人事業主が当該事業を法人に承継すること。
- (5) 相続 個人事業主が、死亡により相続人に当該事業を承継すること。
- (6) 承継者 承継申請により入札参加資格を受け継ぐ者
- (7) 被承継者 承継申請により入札参加資格を引き渡す者

2 承継申請することができる方(共通要件)

次に掲げる事項のいずれにも該当する方です。

- (1) 承継者が被承継者から事業を承継し、承継しようとする登録業種について、被承継者が入札参加資格を有していること。
- (2) 承継者は、営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、許可、認可等を受けていること
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。(7)において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人にあっては、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

3 申請期間

承継申請は、事業の連続性と承継者の円滑な経営を考慮して取り扱うものです。そのため、承継申請を行うことができるのは、**事業承継の事実発生日から3か月以内です。事実発生日から3か月を経過する場合は、通常の商品入札参加資格審査申請書を提出してください。**

承継事由	事実発生日
合併	合併登記を行った日
会社分割	分割登記を行った日
事業譲渡	全部譲渡で譲渡会社が新たに設立された場合は設立登記を行った日、それ以外は事業譲渡を実施した日
法人成り	承継した法人の設立登記を行った日
相続等	個人事業主が死亡した場合は、当該個人事業主が死亡した日。

4 提出方法

持参、郵送又は電子申請

- ・持参の場合は、その場で書類を点検し、書類に不備不足がないことの確認ができた時点で受け付けます。
- ・郵送の場合は、日本郵便株式会社が行う「郵便」又は総務大臣の許可を受けた一般信書便事業者の「信書便」により送付してください。
- ・電子申請の場合は、柏崎市ホームページの入力フォームで登録、申請を行ってください。
- ・電子メール及びFAXでの提出は受け付けません。

5 提出先・問い合わせ先

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所財務部契約検査課契約係（柏崎市役所4階）

電話 0257-21-2313（直通）メールアドレス keiyaku@city.kashiwazaki.lg.jp

※柏崎市上下水道局で扱うものを申請する場合も、こちらへ提出してください。上下水道局では受け付けません。

6 提出書類(共通)

・表中の書類は、すべて承継会社のもを提出してください。(「承継事由ごとに提出する書類等」に示す書類を除く。)

- ・市内業者の法人とは、「市内に本店を有する者」及び「市内の支店・営業所等に契約権限を委任された者」です。
- ・補足の「○」は提出必須です。「△」は該当する場合に提出してください。
- ・様式の定めのあるものは、柏崎市独自様式です。当市ホームページからダウンロードしてください。
- ・提出部数はすべて1部です。
- ・行政機関等が発行する証明書等は、別に指定のあるものを除き、写し可とします。また、別に指定があるものを除き、申請書受付日前3か月以内に発行されたもので、申請書提出時の現状が反映されたものを添付してください。

番号	提出書類		市内業者		市外業者	
			法人	個人	法人	個人
1	物品入札参加資格承継申請書 (別記第3号様式)		○	○	○	○
2	次ページの「7 承継事由ごとに提出する書類等」に示す書類		△	△	△	△
3	物品入札参加資格審査申請書 (別記第1号様式)		○	○	○	○
4	希望する営業種目表 (別記第1号様式の別紙1又は別紙2)		○	○	○	○
5	柏崎市の市税の未納がない証明書 (完納証明書) ※1、2		○	○		
6	納税証明書	①法人税・消費税及び地方消費税 (その3の3)			○	
		②申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税 (その3の2)				○
		③消費税及び地方消費税 (その3)	○	○		
7	財務諸表の写し (承継事実発生日時点のもの)	貸借対照表の写し	○		○	
		青色申告又はそれに準ずるもの (資産負債調等)		○		○
8	営業に係る許認可の写し ※2		△	△	△	△
9	印刷物取扱調査票 (印刷類を承継する場合) ※3		△	△	△	△
10	暴力団等の排除に関する誓約書 (別記第6号様式)		○	○	○	○
11	委任状 ※4		△		△	
12	その他必要に応じて書類の提出を求められたもの		△	△	△	△

※1 柏崎市に市税の納税義務がある場合、必ず提出してください。

※2 営業に係る許認可等の写しとは、物品の販売及び役務の提供等に必要不可欠な許可、登録、認可、届出等をいいます。申請受付日現在有効なものを添付してください。

※3 印刷物取扱調査票は、印刷 (一般印刷、封筒印刷、改ざん防止用紙印刷)、役務の製作・作成 (パンフレット等) を申請する場合に提出してください。

※4 委任状は、支店営業所等に権限を委任する場合のみ提出してください。市指定様式ではないため、任意の様式で提出しても構いません。

7 承継事由ごとに提出する書類

承継事由	提出書類	適用
吸収合併 新設合併	・合併契約書の写し	存続会社
	・合併後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※5 ・商業登記閉鎖事項全部証明書 ※5	
吸収分割 新設分割	・分割契約書の写し	5承継会社
	・分割又は設立後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※5 ・分割後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※5	
事業譲渡	・事業譲渡契約書の写し	譲受会社
	・事業譲渡後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※5 ・事業譲渡後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※5	譲渡会社
法人成り	・商業登記現在事項全部証明書 ※5	承継者
	・事業廃止に係る納税地の所管税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」の欄に承継者が記載されていること。）	被承継者
相続	①本籍地市町村長が発行する身分証明書（写し可） ※6 ②被承継者と承継者の関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本（写し可） ③承継する者以外の相続関係者の同意書 ※7 ④事業開始に係る納税地の所管税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	承継者
	・事業廃止に係る納税地の所管税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	被承継者

※5 「商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書」「商業登記閉鎖事項全部証明書」は写し可とします。また、登記処理の関係で申請時に間に合わない場合は、株主総会等の議事録の写しを提出してください。

※6 本籍地の市町村長が発行するものです。柏崎市は市民課で発行しています。

※7 承継する者以外の相続関係者の同意書の様式は任意です。個人事業主が相続人に当該事業を承継する際に、関係相続人全員から同意を得ていただくものです。同意を得た相続人全員の印鑑証明書(写し不可)を添付してください。

8 審査結果の決定通知

資格審査後、14日以内に送付します。承継者が有資格者となった場合、被承継者の入札参加資格は抹消されます。